

改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値
平成29年3月12日～平成30年3月31日

① 認知機能検査を受け、免許の取消し等を受けた者

2,105,477人 認知機能検査受検者数（更新時＋臨時）
※平成28年中 1,662,512人

↓
57,099人 第1分類（認知症のおそれ）と判定された者
※平成28年中 51,087人

↓
2,552人が自主返納
5,339人が再受検→第2分類・第3分類と判定
942人が免許失効

※上記以外に、6,780人が臨時適性検査の通知に向けた手続中等

↓
41,486人 臨時適性検査（専門医の診断）の通知又は診断書提出命令を受けた者

↓
13,563人が自主返納
3,046人が再受検→第2分類・第3分類と判定
3,575人が免許失効

※上記以外に、4,832人が医師の診断待ち等

↓
16,470人 医師の診断を受けた者※平成28年中 1,934人

↓
13,063人が免許継続
うち9,563人が一定期間後の診断書提出（原則6月後）
3,500人が条件なしの継続

※上記以外に、1,515人が行政処分に向けた手続中等

↓
1,892人 免許の取消し・停止を受けた者 ※平成28年中 597人
(免許の取消し1,836人、停止56人)

【参考】

4,736人 その他の警察活動などを端緒に診断を受けた者
(1,318人 うち免許の取消し・停止を受けた者)

※平成28年中 3,161人 (うち免許の取消し・停止を受けた者は1,248人)